

厚生労働省北海道労働局発表
令和元年9月20日

担 当	厚生労働省
	北海道労働局労働基準部安全課
	安全課長 石川 和男
	主任安全専門官 菅 清 電話：011-709-2311(内線 3551)

「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

～運動取組期間 10月1日～12月31日まで～

北海道労働局（局長 福士 亘）では、例年建設工事追い込み期に当たる10月から12月に死亡災害が多発する傾向にあることから、三大災害（墜落・転落、建設機械、崩壊・倒壊）、火災、交通労働災害の防止を重点事項として、以下のとおり「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

また、特に10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止運動の活性化を図ります。

1 取組期間

令和元年10月1日～12月31日

2 主唱者

厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）

3 協賛者（順不同）

- ・建設工事発注機関連絡協議会
- ・建設業労働災害防止協会北海道支部
- ・一般社団法人北海道建設業協会
- ・一般社団法人日本建設業連合会北海道支部
- ・建設産業専門団体北海道地区連合会
- ・一般社団法人北海道建築工事業組合連合会
- ・職業訓練法人札幌市建築業組合
- ・一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会
- ・一般社団法人プレハブ建築協会
- ・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部

4 実施事項

別紙「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」のとおり取組を展開します。

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱

(取組期間 令和元年10月1日～12月31日)

厚生労働省北海道労働局

建設業における7月末現在の死亡者数は昨年の8人から10人と2人増加(+25.0%)し、全国的に見てもワーストワンの状況です。

死亡労働災害を事故の型別で見ると「墜落、転落」が4人で最も多く、次に「崩壊、倒壊」が2人、「転倒」、「飛来、落下」、「激突され」及び「はさまれ、巻き込まれ」が各1人となっています。

建設業の死傷労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、死傷者の約3割がこの時期に発生しています。

これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒災害、火災災害の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に別添「建設工事パトロール点検表」を用いた「建設工事パトロール」を集中的に実施することとします。

1 取組期間

令和元年10月1日～12月31日

2 主唱者

厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署(支署)

3 協賛者

建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部(順不同)

4 実施者

建設業関係各事業場(工事現場)

5 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 当該運動の実施に向けた「建設工事追い込み期労働災害防止運動連絡会議」を開催する。
- (2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の配布等により広報を行う。
- (3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「安全宣言」の作成、周知を行う。
- (4) 安全パトロールを実施する。
- (5) 地域事業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
- (6) 事業場(工事現場)の実施事項について指導援助する。

(7) 全道 17 の労働基準監督署（支署）による、集中的な監督指導、個別指導、集
指導等を実施する。

特に、10月21日から31日の間に全道一斉監督指導を実施する。

(8) 主唱者は建設工事発注機関に対し協力を依頼する。

6 実施者（建設業関係各事業場（工事現場））の実施事項

(1) 全般的事項

ア 経営トップによる安全パトロールの実施(建設工事安全週間期間中)

イ 現場責任者による巡視・点検の励行

ウ 全ての店社・現場に建設工事追い込み期労働災害防止運動の別添「懸垂幕
（看板）」、「安全宣言」の設置、掲示

エ 「建設工事追い込み期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによ
る作業者の安全意識の向上を図る。

(2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策（重点実施事項）

ア 墜落・転落災害防止対策

(ア) 開口部の養生、危険箇所の表示

(イ) 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置

(ウ) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用

(エ) 作業主任者の選任、職務の励行

(オ) 防網の設置、要求性能墜落制止用器具取付設備の設置

(カ) 要求性能墜落制止用器具の導入促進

イ 重機等災害防止対策

(ア) 車両系建設機械

a 作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業指揮者の選任、作業方
法）

b 立入禁止区域の明確化

c 誘導者の配置による転落・接触防止

d 主たる用途以外の使用制限

(イ) 移動式クレーン

a 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）

b 過負荷の制限

c アウトリガーの最大張出

d 適正な玉掛用具の使用

e 安全装置の有効使用

ウ 崩壊・倒壊災害防止対策

(ア) 土砂崩壊

a 安定勾配の確保又は土止支保工の設置

b 作業開始前の地山の点検

c 作業主任者の選任、職務の励行

d 作業手順に基づく安全作業

e 現場責任者による巡視・点検の励行

- f 構築物・仮設物の倒壊
 - 作業計画の作成
 - 作業手順の確立
 - 避難場所の確保
 - 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

エ 火災災害防止対策

- (ア) 火気の取扱い管理の徹底
- (イ) 易燃性のものの近傍での火気の使用禁止

オ 交通労働災害防止対策

- (ア) 路面状況にあった安全な速度での走行
- (イ) 工事現場における第三者車両からの被害防止
 - a 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
 - b 交通誘導者の配置
 - c バリケードの設置
- (ウ) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- (エ) 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- (オ) 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- (カ) 過労運転の防止
- (キ) 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の
確実な措置

カ 急性中毒災害防止対策

- (ア) 一酸化炭素
 - a 屋内での内燃機関の使用禁止
 - b やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
 - ・ 随時測定、監視（作業開始前、作業中等）
 - ・ リスクアセスメントの実施
- (イ) 有機溶剤
 - a 換気装置の使用
 - b 送気マスク、防毒マスクの使用
 - c 作業主任者の選任、職務の励行
 - d SDS（安全データシート）を活用し、リスクアセスメントの実施
- (ウ) 酸欠・硫化水素
 - a 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
 - b 作業場所の酸素濃度を 18%以上、硫化水素濃度を 10ppm 以下となるよう
換気
 - c 作業主任者の選任、職務の励行
 - d 安全衛生教育の実施
 - e 元請事業者の下請事業者に対する指導援助